

令和元年第2回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	令和元年6月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和元年6月10日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和元年6月10日	13時18分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
	7番	久保山 義明	出			
会議録署名議員		3番	松石 健児	4番	大久保 由美子	
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	産業振興課長	寺崎 一生		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	大串 和人	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財政課長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税務課長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	高木 久幸		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 議案第17号 基山町災害被災者に対する見舞金等支給条例の制定について
- 日程第2 議案第18号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第19号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 同意第4号 基山町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 同意第5号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第20号 基山っ子未来館（仮称）建設工事請負契約について
- 日程第7 議案第21号 基山っ子未来館（仮称）建設工事（機械設備）請負契約について
- 日程第8 議案第22号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第23号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第24号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第3号 基山町土地開発公社の事業報告について
- 日程第13 委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 議案第17号

○議長（品川義則君）

日程第1．議案第17号 基山町災害被災者に対する見舞金等支給条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大山議員。

○11番（大山勝代君）

1 ページを見たときに、災害弔慰金条例というのがもともとあるわけですね。それに適用に至らなかったということで今度新設といいますか、されるのはとてもいいことだと思いますが、そもそも、例えば災害で住居が全壊したという大きなものが適用に至らないというケースがあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

今回の条例のもとになるというか、昭和49年に出された基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受ける災害というのが大規模な災害になります。ですので、例えば1件だけしか被害がなかった、1件だけが全壊したというような場合は、こちらの大災害にはなりませんので、そういった場合は今回制定する小規模災害というか、そういったのに該当しますので、こちらの条例で適用させるということになります。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

わかりました。8市2町が既に条例の制度ができているということですが、8市2町の中でそういう適用された例があるのか、ないのかだけでいいです。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

8市2町の中で土砂災害とか労災もですけれども、火災等も含まれております。火災につきましては、やはり頻繁に起こっておりますので、他の市町でも支給された経緯というのはあるということは聞いております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかに。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

こういう条例をつくられたことは、本当に、町民の安心・安全にもつながっていいことだと思いますが、資料をいただいていますよね。追加資料で1ページ、その中に市町の実見舞金を支給している内容等を今回資料としていただきました。こう見ましたら、要するに8市2町ということでしたので、8市、要するに大きな市ですよね、財政的にも年間の予算的にも、そういうところを調べましたら、1番で全壊、全焼、10万円、2番で5万円、死亡のときが10万円とか、そういう金額を基山町も今回取り入れられていますけど、市でそういうところを見ましたら、5カ所、4カ所でしょうかね、若干違いもありますけど、そういうところで見ましたけど、基山町の場合は人口的にも予算的にも年間的に他の市とは違いますよね。そういう中で、この市と同じような同額でいいものか、されることはいいと思いますけど、金額的に市の財政的に、町は、玄海町はちょっとまた特別だと思いますけど、大町で1番であれば5万円、2番であれば2万5,000円、死亡は10万円となっています。ほかの福岡県のほうもちょっと調べましたら、町になるとやっぱりどうしても金額が下がっていますよね。それから、市においても人口的に減少している小城市なんかは全焼等で5万円、要するに財政的なことを考えてなさっていらっしゃるのかということ、また、なぜこういう10万円と、ほかの財政的に基山町よりも大きな市と同じ金額で見舞金を支給されるのかということをお尋ねします。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

今回の条例での基山町の設定金額につきましては、追加資料の1ページで示しております他の県内市町の平均的な金額で算出しております。また、近隣の市、ここでいうと鳥栖市、他の郡内が支給の設定がなされたものですから、近隣の市の金額を参考にしてこの金額の算

定を行っているところでございます。先ほど言われた大町町の例では、1番のところ、全壊、全焼で1世帯で5万円、2人世帯で6万円ということで、設定の仕方なんですけど、こちらは世帯に住まれている人数がふえるにしたがって見舞金がふえるような金額になっておりますので、例えば、ちょっと多いですけど、8人世帯、9人世帯になりますと、基山町の10万円を超えるような金額を支給するようなことにもなっております。ただ、基山町のほうでは一応、1人世帯であろうとも5人世帯であろうとも一律で10万円ということで設定させていただいて、被災に遭われた方々の擁護、見舞金ということでお出ししようとしておりますので、その辺のところを御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

本件は、財政規模とかによって変わるというふうに認識、まずしておりません。そういう意味でいうと、これでも少な過ぎるんじゃないかなと思っているぐらいです。ただ余り、さすがにうちだけが飛び抜けてしまうのもどうかということで、とりあえずこの金額にさせていただいています。対象者もそんなに誰でも対象になるものではございませんので、金額的には適当なものではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

そういうふうな答弁であれば、まず金額の設定をどういうところから算出されたのかということをお尋ねしたかったのですが、町、市、確かにそうですよ、もちろん、それは前提です。金額的には本当にお見舞金という形では、本来ならもっとしてあげたいというのはよくわかりますけれども。

それから、この条例のところの2条ですかね——済みません、第3条に本町に住所を有する者が前条の災害を受けた場合に、被災者及び遺族に対し支給するということなんですけど、この建物等はいくまでも、例えば借家とかアパートとか、そういうところの場合はその持ち主は本当のオーナーさんのものなんだと思いますけど、そういうところはどういうふうに、甲慰金か何か、もともとある災害甲慰金を例にされるものなんでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

今回の条例につきましては、そういった借家、アパートにお住まいの方につきましては世帯のほうに見舞金をお出しするということですので、建物の所有者の方にその建物の被害があったということでお出しするものではありません。あくまでも建物の中に住まわれている世帯の方にお見舞金をお出しするということですので、災害に遭って住むところがなくなったというところで、そういう世帯のほうにお出しするというような形でとるようにしております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

火災等も見舞金が出るということですけど、延焼の場合は、延焼されたところはどうなるんですか、同じような見舞金が支払われるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

あるお宅が火災の原因となりまして、お隣に延焼した場合というようなことで御質問されているのではないかと思いますけれども、一応そういった延焼、お隣の家に延焼した場合についても、こちらの1は半焼以上ということで設定させてもらっておりますけれども、見舞金の支給の対象になるということは考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

簡単なことですが、これは、例えば被害に遭った人が自分で言わないと出ないもんなんですか、それとも町のほうで、例えば、これはその災害に該当するんじゃないよとっていて、何にも言わなくて、町のほうで見つけて、そこはこれが該当するんだから見舞金申請してくださいという類いになるのか、それとも自分であくまでも、私はこういう被害に遭いましたので、申請しなきゃ出ないものなのか、その辺の確認です。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

被害の状況につきまして、小規模な災害とか火災でありましても、やはり基山町内の小さな町ですので、大体ここでこういったことがあっているというのはわかりますので、そういった場合は町のほうからそういった情報が入ってきますので、調査に行きまして確認して、これは災害のこの条例に規定するんじゃないかということであるようでしたら、こちらのほうから積極的にこういった見舞金の支給がありますのでということはお伝えしていこうとは思っています。ただ、本当にわからないようなものについては、やはり御本人からの申請という形になるかと思っておりますので、その辺につきましてはこういった支給があるという周知のほうはきちっとしておく必要があると思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○7番（久保山義明君）

所管ですけれども、ちょっと1つだけ確認させてください。

今回の場合、今、福祉課長が説明されて答弁されております。そして、資料の2ページ、見舞金等の支給の流れを見ますと、(2)に担当課長が被害状況の把握というものがあります。そういった意味からも、災害対策を考えた場合には総務企画課のほうが対応すべきではないのかなというふうに思うんですけれども、これは弔慰金との関係もあるんでしょうけれども、今回なぜ福祉課長が担当課長になっているのか、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

災害に遭われた被害者の援護と自力での生活再建の補填のため、こちらの見舞金等を支給するというようにしておりますので、そういった意味で福祉課で担当いたしますようにしております。また、大規模災害の際に支給いたします国の災害弔慰金の条例につきましても福祉課の担当でありますので、今回制定を予定している条例につきましては、それ以外の災害の被害を補填するといったものでもありますので、災害弔慰金条例と今回の条例というのは対になるような条例になると考えております。国の災害弔慰金につきましても、現在予算でいいますと3款3項1目の災害弔慰金を福祉課にて予算計上しております。また、今回の条例制

定に伴う予算についても同様のところに予算を計上させていただいておりますので、そういった意味でも福祉課のほうで担当するように予定をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

加えて御説明いたしますと、福祉課が担当窓口になっている社会福祉協議会の制度、例えば、赤十字とか、そういうやつの保障みたいなものもこういう場合は起こり得りますので、そういったことも全部合わせて福祉課で担当したほうがいろいろなワンストップでの対応が可能ではないかということで、今回、福祉課ということになっているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

わかりました。であるならば、資料1の担当課長は被害状況の把握ということですので、火災等があった場合も福祉課長が現場に赴くということによろしいですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

そのように予定をしております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

少し確認させてほしいんですが、この条例の3条の条件の部分、金額の前の部分ですけれども、火災とか水害の関係になるんですが、住居の全壊、全焼——全焼はわかります、全壊もわかります、住めなくなった状況ですね。その(2)のほうで半壊と半焼という言葉があります。半焼のほうは大体部分的に焼けて、消火すれば住めるのかなというふうな状況と思うんですけれども、この半壊ですね。例えば、私30年ほど前、長崎水害に遭って、これは激甚災害ですので、当然条件的にはよかったと思うんですけれども、見舞金をいただきました。床下浸水という状況で、下流側の堤防が崩壊して水害があって、畳よりも下でとまったと。畳より上がってしまうと、畳入れかえて相当お金がかかるんですが、畳より下の場合は消毒

ぐらいで終わるんですけども、そういった水害に関して床下浸水的なものがあった場合は、まして激甚ではないような状況の場合はどういうふうになるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

追加資料の4ページのほうに、住居の災害被害の認定基準というものをおつけさせていただいております。こちらの資料につきましては国の内閣府のほうで被害認定の基準を定めたものでございます。先ほど半壊というふうに申されましたので、そっちのほうで説明いたしますと、半壊、半焼、半流失の認定基準としましては、住居がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものや、補修すればもとどおりに再使用することができるものというふうに基準を決められております。具体的には、住居の損壊部分はその住居の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、また、住居の主要な構成要素の被害が20%以上50%未満のものということで規定をしてありますので、その辺のところは基準になるのかなと考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

床下浸水となると、水が単純に上がってきて、水が下がれば、汚物等が入ってきた場合は消毒するような格好で一旦畳を上げてまた住めるような格好にしたり、復旧の場合するんですけども、要は壊されているというイメージじゃないんですよ。壊れているというイメージじゃない。その部分が当てはまるのかどうかということも文章で読み取りにくい部分、それとあと、今回丸林、これは激甚災害とか対象の大規模災害になるんですけども、そういった土石の流入というのは通常はあんまりないかもしれませんが、相当汚濁した水が浸水した場合は、下がっても細かい土砂粒子が入って、やっぱりスコップで取らなきゃいけないとかとすると、全体的にはボランティアが入るような災害では、ボランティア活動で来ていただいでできるんですけども……

○議長（品川義則君）

栗野議員、簡潔にお願いできませんか。

○6番（栗野久明君）

済みません。そういったことで、土石が入ったりする分も入るのかどうか、そこだけ確認

お願いします。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

一応条例によりまして、こういった見舞金等の支給の基準というのはある程度定めておりますけれども、やはり災害によっては、場合場合があるかと思っておりますので、現場を見まして、総合的なところを含めまして、半壊に相当するようなところにつきましてはそういったところで支給の対象としないといけないのかなと思っておりますので、それとか、毎年毎年同じような災害が同じように起きるとは考えておりませんので、例えば年をまたいで二、三年に一遍あったとか、そういった場合でも担当者による判断の差が生じないように、また、そういった支給した、しなかったの不公平感ですね、そういったのが生じないようにしっかりと運用していかなければいけないと考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

丸木の災害で、あれは激甚になったから2件に、いわゆる金額的な補助があったわけではありません。あれは2件全壊という判断を町がしたからで、その基準はきちんとした全国の基準があるんですね。見た目だとあれは1.5にしか見えないという方も多かったんですが、その基準をずっと見ていながら、全壊というところまで、そういうところに位置づけることができたということになっておりますので、半壊についての基準はまだ私は見ていませんが、全壊がそういうふうに全部チェック項目であるわけですから、半壊も当然そういう項目があると思いますので、そこはまずは客観的な見方がきちんとされるのではないかなというふうに思いますので、そういうことで、そこはあんまり、半壊、全壊は心配要らないかなと思います。ただ、入院の話、これは1カ月以上の入院はなかなか、実際はいろいろ出てくるかなというのは正直思っているところなんですけど、だから、建物のほうはそういう意味で余り心配していないところです。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第17号に対する質疑を終結します。

日程第2 議案第18号

○議長（品川義則君）

日程第2．議案第18号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと幾つかあるんですけども、まず1点には、今回の10月からの消費税8%から10%増税に伴う改正なのか、まず確認をしたいと思います。

そしてあと、2つ目は第1条ですが、何かほんにごちゃごちゃ、私的には非常にわかりづらいつら。 「1.08を乗じて得た額」をそこに書いちゃつごと、消費税とか地方消費税を加算した額とか書いてあるんですけども、これは1.1を乗じて得た額というふうにしたほうがはっきりすると私的には考えるわけですね。

それと、第1条と第2条の違い、これはどういう違いがあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、今回の改正については本年10月1日から消費税率及び地方消費税の税率が改定されることに伴って、今回改正を行うところでございます。

税率を表記したほうがわかりやすいということで御質問いただいたと思いますけれども、前回の改定の折の反省点を踏まえてということになると思いますが、前回のときに汚水処理施設について改定漏れなどがあったということで、非常に皆様方に御迷惑をおかけした部分もございましたので、この部分については、税率そのものを表記するよりも法律そのものを表記したほうが結果的には間違いがないだろうということで、今回そういった表記にさせていただきます。

当然承知を今後、御承認をいただければ行ってまいりますので、そういった1.08から1.1に変更になるというところについては周知をかけていきたいというふうに思っておりますのでございます。

それから、第1条と第2条の違いということでございますけれども、まず、この第1条の

ほうについてはこれまで外税になっておる分について10.8を1.1というふうに改めるものでございます。2条については、これは内税になっておりますので、また、この使用料については他市町との調整等もございましたので、前回も同じように税率で割り返した数字に新しい税率を賦課したところで表現をさせていただいたというところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それはわかりました。それで、基本的なことで、資料を見たんですね。資料の5ページ、私の認識間違いであれば正してほしいんですが、そこに第2条、基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正と。改正前と改正後と載っているわけですね。今までの私の認識では、改正された部分だけ傍線を引っ張るというふうに考えているんですが、これは改正前も改正後も引っ張るというふうになっているんじゃないかと。ちょっと私の認識が間違っておれば正してほしいと思うんですが、それはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

これについては、議案のほうの3ページをお読みいただければと思いますけれども、ごらんいただければと思いますが、これは第2条で、別表第1を表ごと改めておりますので、新旧対照表としては全部に下線がつく表示になるということになります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

松石議員は第1条、わかりましたという話ですけれども、私わからないんですね。なぜこういうふうな記入の仕方をするのか。先ほど、それは基山町の税のかけ方でちょっと間違いがあったからと、これは基山町の職員の手違いであっただけであって、私たちが町民に知らせるときには、いや、これは消費税8%から10%に改定されたからこういうふうに税条例がなったんでしょうというふうに説明しなければ、もしこのような表現で今回しとけば、場合によって消費税の10%が今度12%、13%に変わったときには、税条例の改正はここはしなく

てよくなるんですね。全く、この表現だったら。あくまでも今回の場合は消費税が8%から10%になったというのをきちっと明記していかなければならないというのが私のまず考えであります。これについてはもう一回、本当にこれでいいのか説明をしてください。

それから、公共自治体が消費税を賦課していいのかというのが、私もどうもわからないんですよ。消費税の仕組みそのものが、最終的に消費者が払うんだというのが消費税、難しい中身もいろいろあるんですけども、基山町が消費税を取って、その消費税は国税に上げているかという、別に上げなくていいんですね。上げるようだったら歳出が出てくると思いますけれども、私は今まで見たことない。だから、公共自治体として、この消費税についてはどのような取り扱いをするかというのは自治体の中で議論してもいいんじゃないかというのが第1点であって、だからこそ、例えば施設について町民会館とか体育館とかいう使用料については今回改定はないですね。それは何かというと、前から議論されているように3年に一遍とか施設の見直しをします。それによって決めているからと。しかし、その中には本来、消費税は入っていないんですね。見直すとき。例えば、今回の場合もそうですけれども、後から出てきますけれども、道路占用とか、都市公園とか、公共下水道とか、そういうふうな形で個々に消費税の値上げの2%を入れるという形にしたら、本来は体育館や町民会館にも入れなければならないんじゃないかと。しかし、これは入れない、こっちは入れるとなってくると、町民の方はなぜこういうふうになっているのかわからんというのがありますね。

それから、じゃ、これだけかということ、町民の方にとっては、これは一部事務組合だから今回の基山町のこれには入っていないというのがありますけれども、例えばごみ処理の関係が出てくるかもしれない、上水道の関係が出てくるかもしれない、いろんな部分の公共事業の中に消費税がどうなっているのかということもなかなかわからない部分もあるんじゃないかと。そうすると、この辺も含めて一体自治体としてこの消費税はどのように取り扱っていくのかというのは、これは市町によっても賦課の仕方によっては若干違うんじゃないですか。だから、今回、例えば第3条の道路占用とか都市公園とかいう部分、特に、これは公共下水道とかし尿処理とかいうのは電気代が上がるとか、10%に当然なれば、施設の関係で材料代が上がるとか、いろんな部分で上がりますから、それを賦課しなければならないというのがあるかもしれませんが、道路占用料の料金とかいうのには消費税が8%から10%になったからといって、何が基山町にとってそれを町民の方に賦課しなければならない理由というのが私はわからないんですね。この辺もトータルして、今回の消費税の見直しがされて

いるのかも含めて回答をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは、このような表記で法的に問題はないのかということだと思いますけれども、特に問題はございません。松石議員のときにもお答えをさせていただきましたように、今回御承認をいただければ、その改正も含めて、今度10月1日になれば1.08から1.1になりますというふうな広報活動は当然行っていきたいと思いますので、そういった中で御理解をいただけるものというふうに考えております。

それから、今回改正をさせていただいた部分については、特には外税で計算をいろいろな占用料であったり徴収をさせていただく分について、今回の国の法律の改正を受けて改正をさせていただくものと考えております。

それから、3年に1回見直しをしております使用料条例につきましても、算定の中ではそれぞれ消費税を含まれた額で利用額を最終的には決定しておりますので、その中には当然、消費税額も含まれているというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

総務企画課長、消費税は徴収した部分、言われた質問にあったと思うんですけども、歳出はどこになるわけですか。徴収するだけで終わりですか、多分、重松議員の質問にあったんですけども。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは、基本的には消費税を納めているのは、下水道の部分が消費税をいただいた分については企業会計という形になっておりますので、その分についてはいろいろな計算をしたところで最終的に確定した額を消費税として国税のほうに納めさせていただいておりますので、下水道については歳出科目のほうでも計上させていただいております。その他については、特に納付の必要がございませんので、歳出予算には計上させていただいていないところでございます。

それから、第2条につきましては、し尿くみ取りの業者のほうが直接行っておりますので、その算定の中で申告をされておると考えております。

○議長（品川義則君）

総務企画課長、すると使用料に関しては、徴収はしているが、納付はしていないという解釈でいいですか。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

消費税に相当する額をいただくということで、特に納付はいたしておりません。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

だから、今言われた部分で問題ないと言われました。これは条例のつくり方自体に対しては問題ないでしょう。しかし、町民に対してはわかりにくいし、私たち議会がこれを認めれば、もし国のほうが消費税を改定したら、今度はこの文書を出したら、今度は基山町の消費税等に伴う税条例の関係については、議会にかけなくてもそのままいいですね。こういうふうに国の仕組みになっているからという形で、条例の改正という部分については説明しなければなりませんよ。しかし、条例の改正という部分については、今言われたし尿処理とかいうふうな具体的な数字が出ている部分は当然、改定しなければなりませんけれども、それ以外については、これはほとんど議会にかける必要がなくなりませんか。私が心配するのは、そういうところも含めて、きちっとやっぱり今回8%から10%になるんだと、そこを明記しとったほうが全体的にわかりやすいというので、なぜそういうふうなことをしないのかという部分がどうしてもあるんですね。消費税に賛成、反対を私は言っているんじゃないんです。これをどのように表記して、町民の方にきちっとわかるように理解させるのかという部分なんです。

それから、じゃ、8%から10%ということは2%上がるんですね。し尿処理の手数料は10円単位でした場合は、2%を超えるんですね。早い話が、便乗値上げと言われてもしようがないみたいになるんですね。1円単位でしたらそんなことは出ないんですけれども、10円単位でしたら。例えば、自動販売機なんかがいい例で、そういうふうになったりとかしたりするんですけれども、そういう場合に消費者の立場、基山町が税条例で決める場合、私は1円単位を切り上げるんじゃなくて、切り下げるという場合でしたほうがいいんじゃないかと。先ほどし尿手数料の関係については業者に委託する形というふうに言われていますけれども、基山町はこれをお願いしますよという形でいいんじゃないかと。これが結果的に町民のためになるんじゃないかというふうに思いますけれども、この点どうでしょうか。

それともういっちょは、先ほど少し言いましたけれども、道路占用とか、都市公園条例の一部改正、これは都市公園を例えば何かで使ったときにこの利用料はただだと思いますし、道路占用にしても道路の地下埋設とか、あと、そこで露店をすとかなんとかでした場合の占用料の関係でしょうけれども、ここは消費税をかけなければなりませんか。これについてお願いします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

要するに、税率を表記したところで改正をするのか、今回お願いをさせていただいておるように法律の表記をするのかということが一番大きなところではないかと思っておりますけれども、現状として、確かに今回こういった改正をさせていただければ、次回どの時点で消費税等が改正になるかわかりませんが、そういった議論はここでいう2条以外には出てこないというふうに思います。

ただ、実際改正になれば、議員おっしゃったように私どもは当然、周知等もかけてまいりますので、そういった中で御理解をいただく。そもそも消費税法の改正については全国的にそういった改定を行っていくということになるわけですから、私どもとしては、上げることよりも上がったことの周知をさせていただくことが重要ではないかというふうに考えておるところでございます。

それからあと、占用料等について、消費税等を徴収する必要があるのかということでございますけれども、この分についても、そういった料金の中で取っていくことには特に問題はないというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私の理解が間違っているかどうかなんですが、そもそも1.08を乗じた額に変えると言っているだけなので、次にまた上げるときは1.10を乗じた額とせにゃいけん……（発言する者あり）違うんですか。（「違います」と呼ぶ者あり）違う。何で。

○議長（品川義則君）

暫時休憩します。

～午前10時9分 休憩～

～午前10時10分 再開～

○議長（品川義則君）

会議を再開します。

松田町長。

○町長（松田一也君）

発言を撤回させていただきます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

あとは、詳しくは所管でまたしてもらいたいなとぜひ思います。というのは、これが国のほうがこういうふうに今から先、各市町が条例改正するときには表記してくださいよというふうな形で今回されているのか、いや、これは基山町が、先ほど少し税の賦課の問題でいろいろトラブルもあったもんだからという形でしているのか。これがもしこういうふうな形でしていたらトラブルがあったか、なかったかというのは別として、町民の方を含めて、何に消費税がかかり、何に消費税がかかっていないのかも含めて大変わかりづらくなる部分もあるのかなど、この2%の関係がですね。それで、私はもう一回、これは差しかえをしてもらいたい。そして、きちっと、消費税を今回100分の108から100分の110のほうに、10%のほうにするというふうな明記の仕方で条例改正については再度していただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

私どもとしては、こういった形で上程もさせていただいておりますので、現状としてはこのままでお願いしたいというふうに考えています。（発言する者あり）特に国のほうから指導があっているわけではございません。松石議員のときにも申し上げた部分も含めて、県内の状況等も調査いたしまして、そういった税率表記ではなくて、法律表記をしているところも多数ございましたので、そういった部分も含めて、今回お願いをさせていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

今のことですけど、消費税法、これは国の法律によって全国一律に8%から10%ということに法律上は決まっていますけど、この施行というのは10月1日、あと3カ月、4カ月ありますね。大体はなるでしょうけど、ひょっとしたら先送りということもなきにしもあらずではないかと思っておりますが、今の重松議員の問題ですけど、この問題については、私は十何年前ですかね、5%の消費税を導入したときに、うちの条例の書き方がこういうふうな5%ということでしたと思うんですよね。しかし、これはあくまでも上位法優先の原則で、消費税法が優先しますから、法律が優先しますから、当然、私は今提案されておる条例方式にすべきというふうに思っております。

それと、この消費税法の実践が10月1日から施行となっておりますけど、政府としてはひょっとしたらリーマンショックの関係以上に来たら、これは先送りするというのもゼロ%じゃないと思えますけど、もしそうした場合は、この条例の取り扱いが万が一どういうふうになりますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

マスコミ報道等でもそういった報道もされている部分もあるかもしれませんが、やはり私どもとしては10月1日から施行されるのであれば、周知期間も含めて、この時期に上程する必要があるというふうに考えまして、今回上程をさせていただいています。仮にそういった事態になるとすれば、附則を改正させていただいて、当分の間という形で、当分の間従前の例によるという形で条例改正を改めてさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第18号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第19号

○議長（品川義則君）

日程第3．議案第19号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○5番（末次 明君）

選挙につきましては、国政から町のレベルの選挙まであるんですけれども、町独自で工夫して人員の削減とか経費削減するための対応というのは何かできないんでしょうか。例えば、投票所とか、担当者、立会人、期日前投票、このあたりで基山町で検討されたことはあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

現在、投票に関しては、投票管理システムを導入させていただきました。この導入に当たっては国費を使いまして、導入をさせていただいたところでございますけれども、そういった中では投票日当日の投票所の事務従事者、こちらのほうを導入前と比較いたしますと削減を行っております。まず大きな部分としては、そういった部分で削減を図っておるところでございます。

あとは、今後検討していく課題の一つとしては、投票所が今10カ所ございますけれども、もしその経費を削減していくという考え方のもとに立つとすれば、そういったところを少し統合なりをしていくと。投票率の状況とかもありますので、すぐにとということにはならないと思いますけれども、当然そういった検討は並行して行っておく必要があるというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

ちなみに、私は第5投票所なんで若基小学校なんですけれども、けやき台の方は当然近くでしょうけど、そんなに6区のほかの地域の方から投票所が遠い、不便だという声は聞かないんです。これはなれもあるんでしょうけれども。

それとあと、立会人とかなんですけど、選挙管理委員会の方は当然、別の形で任命されて

いますから、それなりの言われたとおりにしなくちゃいけませんけれども、当日の投票所の立ち会いとか、それに人選される方というのはスムーズに手を挙げていただいているんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この投票立会人に関しましては、各区のほうに御依頼をさせていただいて、期日までにはきちんとそろえて——そろえてというか、私どもがお願いしている人数をきちんとお出しをしていただいているような状況でございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

出てある方にお話を聞くと、ちょっと頼まれたけんしようがないねと言われるんですけども、結構負担はかかっていると思いますし、逆に、もう一つこういうふうにして特別職の方の報酬をだんだん上げていくと、そこに報酬がもらえるんで1日ちょっとおるということでもありますので、できるだけ負担をかけないといえますか、これは結果的には町職員にも負担をかけていることでございますので、そのあたりはぜひ今後とも工夫していただきたいと思います。答弁はよろしいです。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第19号に対する質疑を終結します。

日程第4 同意第4号

○議長（品川義則君）

日程第4. 同意第4号 基山町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、同意第4号に対する質疑を終結します。

日程第5 同意第5号

○議長（品川義則君）

日程第5. 同意第5号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今回、同意第5号が出ておりますけれども、10ページ、この方の履歴書も添付されておりますけれども、この方、平成14年9月から評価審査委員になっていらっしゃるんですよね。そうすると、考えてみたら通算19年、今回同意をした場合ですね。そんなに長きにこの方というか、あくまでも今回出されている方が個人的にどうのこうのという気はございませんよ。ただ、これだけ長いこと評価審査委員をさせていただいてもよろしいというか、適切なんではないかな。もう少し、長いというか、ある程度の期間でほかの方をお願いする必要はないでしょうか。私も固定資産評価をどういうふうな形で年にどれぐらいあっているかもわかりませんが、今回そういう検討はされなかったんですか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

固定資産評価審査委員会の委員につきましては、納税者の税負担を直接、重大な影響を及ぼす固定資産の価格に対する不服について審査決定する機関でございます。ですので、かなりの専門的な知識を有する方がなられているのが実情でございます。また、中立的な立場を持って行われる方をお願いしているところでございます。ですので、（発言する者あり）まず、固定資産評価審査委員会につきましては、固定資産に対して課税庁のほうで評価決定をしたものに対して納税者のほうの不服等があった場合にその第三者機関、要するに中立的な審査機関として納税者のほうで不服申し立てできるような機関となっております。そこにおいて評価庁と納税者側の立場のほうの意見を中立的な立場から審査、決定をし、それに伴い、価格が適正であるかどうか、そういったものを評価する機関でございます。ですので、そういった……

○議長（品川義則君）

税務課長、質問は、同じ方が長期にわたってこの委員をすることが適切かという質問なん

ですけれども、仕事の内容じゃないんですよ。また、そういう検討をされたかということも聞かれておりますので。寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

申しわけありません。長くお願いすることに対して支障はないというふうに考えております。また、大久保議員の質問の中で、長く、別の方をお願いするとかという経緯についても、当然新たな方を見つけていかななくてはならないというのは課題と思っていますので、その点についても検討したところでございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

前回、平成29年1月に同じように同意を出されました。そのときに建設業の方みたいですが、その方をされましたけど、その前の方、ちょっと資料がないかもしれませんが、平成29年のときに新たにられた方のときにやめられた方というのはどれくらいの任期をされていたんですか、それとも何か事情があってやめられたかもしれませんけれども。

○議長（品川義則君）

税務課長、委員会の構成もお願いします。

○4番（大久保由美子君）

それと、これには任期というのはないんですか。3年が任期だったとしても、例えば、それを5期とか4期でするとか、そういう任期は全くないということですね。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

まず、今回の鳥飼委員につきましては、平成28年6月議会において同意をいただいているところでございます。平成28年12月議会のほうで天本委員の承認を受けた前任の方については、自己都合による辞任の申し出があったため、天本委員をお願いしたという経緯がございます。あと、委員会構成としては3名の方で構成されております。1人が鳥飼委員、土地家屋調査士の有資格者でございます。もう一人が天本和典さん、こちらのほうは建築士の免許を有している方でございます。もう一人が塩井さん、こちらのほうは第3区の区長をされて

おり、第三者的な住民の代表としてお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

税務課長、再任についての条項とかあるんですか。

○税務課長（寺崎博文君）

済みません。再任についての条項とか、何期までしかできないとか、そういった条項はございません。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、同意第5号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第20号

○議長（品川義則君）

日程第6．議案第20号 基山っ子未来館（仮称）建設工事請負契約についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。天本議員。

○2番（天本 勉君）

この建設工事につきましては鳥飼建設が受けてありますけれども、これを建てるときには園路植栽とかあろうと思うんですけれども、そういうものをこの中に含めてあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

発注側の建設課でお答えさせていただきます。

外構等については建築の後にやらないと、作業上の競合がございますので、今回のにはあくまでも建築の部分として外構は入っておりません。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

これは議案第20号、第21号両方に当たるわけですがけれども、今回の請負代金額が、消費税10%が加算された金額になっております。この理由について、まずお示してください。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今回の発注につきましては、工期が消費税の増税の施行日であります10月1日を超えて来年3月10日までということで、建築工事については3月10日までとなっておりますので、引き渡しは10月1日を超えるということになりますので、消費税は10%になりますから、その10%で仮契約をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

引き渡しは10月1日を超えるからという理由だと思いますけれども、私は契約した日時ということのほうが大事なんじゃないかなと思うんですよね。ましてや工事がいつから施工が始まるのかわかりませんが、施工開始が10月1日以前の分にも消費税10%を乗じた、加算した額になるということになると思うんですよね。ましてや、先ほど議案第18号、第19号とやはり質が違うわけですよね。第18号、第19号については、総務企画課長は税額が延期になった場合には附則して書かれるということだったんですけれども、これはあくまでも金額ですので、その場合の対処の方法、そういったものもあわせてお聞かせください。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

もしも消費税の増税が延期をされるようなことがあるのであれば、変更契約という形になります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

であるならば、先に8%で請負代金の金額を明記して、その後に10%が決まった後に変更

ということにはならないということですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

基本的には、消費税、それからあと地方消費税につきましては、法で10%、トータル10%に10月1日から上げるというふうになっておりますので、やはりその流れとしてはそこを大前提に契約書を作成しているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

私もここもよくわからないんですね。例えば、そういう理屈でしたら、今の民間の建設、私が家を建てますよと建設会社としたときに、いきなり消費税10%の見積もりを持ってこられたら、いや、待ってくださいよと、当面消費税8%でしょうと、8%でまず見積もりをつくるのが当たり前じゃないですかと。そして、上がるかもしれないという形で、例えば上がったときには幾ら上がりますよというのを持ってくるという形で最終的に契約するのが当たり前と私は思うんですよ。だから、今、久保山議員が言われたように、8%で契約を結んで、10月1日に消費税が上がったときには、この契約の変更をして、2%部分を新たにします。そして、例えばそれが議会の議決にかかるんだったら、議会にかければ別に何もそれで問題ないじゃないですか。こういうふうなやり方をして、先ほどから消費税がどうなるかわからないみたいな話もありますけれども、町民感覚から見て、まだ決まっていないのを、そして安くなるほうじゃないんですよ。基山町のほうが、その分だけ多く建設金額が上がるということは、税金を投入するんですよ。そういう感覚から見て、本当にこういう契約がいいのかというふうな町民感覚から見て、皆さんはこれで大丈夫というふうに思われますか。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

今回の10月1日の消費税については、もう10月1日に上がるという法律が定まっているんですよ。ですから、（発言する者あり）いや、上がらないときは、また法律を改正しないといけないんですよね。ですから、法律改正案が国会で審議されて、それが可決されない限り

は10月1日から10%になるわけですよ。だから、今からなるならんじゃなくて……（発言する者あり）

○議長（品川義則君）

答弁、続けてください。

○副町長（酒井英良君）

それは法律を変えて、またすれば、それは延期になるかもしれませんが、今の法律ではもう10月1日から、何にもしなければなるというふうになっていますので、当然、国税庁からも消費税に関する経過措置の取り扱いのQ&Aとか出ていますので、それに沿って基山町では10月1日を超えるものについては10%の消費税で契約をしているということでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

いや、それでしたら、もう消費税額の10%と明記をして、していかなければだめというのもありますけど、そもそも私がさっき言ったように、町民感覚からして、もし酒井副町長が家を建てるときに、いきなり10%の契約書ば持ってこられたら、やっぱり、ちょっと待ってくださいよと言いたくなるでしょう、金を払うほうからすれば。だから、今回の場合は契約の中身が、この金額何とかじゃなくて、この消費税についてはあくまでも8%でまずして、そして10月1日から10%になれば、その部分でまた契約変更をすれば、別に何も問題はないじゃないか。これが町民感覚じゃないんですかと私は言っているんですよ。法律論でいえば、確かに今言われたように、いや、別に何も問題ないんだというふうに言われるかもしれませんが、金を払うほうの感覚からすれば、基山町はあくまでも契約を結んで、金を払うほうですからね、税金を払うほうですから、この税金というのは、町民からいただいた税金ですからね、含めて。その感覚からして、こういうふうな契約の仕方でもいいんですかというのを私は質問しているんですけども。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

家屋の建築については、多分3月31日までに契約したものについては8%でいいですよと

か、そういう経過措置が、情報は私にもマスコミとかそういうもので流れてきていると思うんですけども、今契約すれば10%ですよということで、法もそう施行されていますとちゃんと説明して、完成するのが10月1日を超えますのでということになれば、別に私は不思議ではないと思っていますけれども。

○議長（品川義則君）

副町長、国税庁のQ&Aの中でもされたならば、その根拠を出してください。

○副町長（酒井英良君）

ここに国税庁のQ&Aがありまして、8%で契約する場合は、3月31日までに契約したもののについては8%でいいですよと、経過措置ですね。（発言する者あり）10月を超え……（発言する者あり）そういうふうに書いてありますので、それでやっているということです。

○議長（品川義則君）

暫時休憩します。

～午前10時35分 休憩～

～午前10時36分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

ほかにございませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

資料の10ページ、入札成績表、1カ所だけです。一番下の注1、注2はどこを指しているんですか。上記の金額に、何の上記の金額。注1、注2と書いています一番下の下段に。注1、注2は、どこか注1、注2なのか。上記の金額とは、何が上記の金額なのか。これは全くわからんでしょう。こういうことで入札されてあると、ちょっと怖いですね。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

ここでいっております上記の金額というのは、全てでございます。予定価格、最低制限価格、あと入札いただいた金額ということになります。

○議長（品川義則君）

この注意というのは全体にかかっているということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あ

り)

ほかにございませんか。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

大きな土木事業になりましたら、土木の場合ですね、これは建築ですから、ちょっと違うと思いますので、確認したいと思うんですが、土木事業の場合は前渡金と中間払いがある、まだ大きくなると中間払いがあって完成払いというふうな格好になるんですけども、この建築の工事ではどういうふうになっているのか、あと、前払金、前渡金がある場合は10月前に支払ってもこの契約ですれば10%の消費税をつけて渡すような形になるのか、そこら辺を確認したい。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

前金払いになろうかと思えますけれども、契約金額の4割を上限に、契約した業者のほうからの請求に基づいてお支払いをすることになります。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

1点漏れていましたけど、そのときに10月前で支払っても10%の消費税が実際、期日前ですよね。先ほどののはちょっと抜けていますから、どういうふうになるのか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

契約金額に10%（347ページで訂正）の消費税を加算しておりますので、その4割ということになります。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

わかるんですけども、当然、資材調達、工事前にやるから前渡金がかかってくるんですけども、実際資材にはそういったものは8%しかまだかかっていない時期なんですよね。

そういったことは考慮されないのかどうなのか、最後にお願いします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

契約約款上はそここのところの考慮はないです。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第20号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第21号

○議長（品川義則君）

日程第7. 議案第21号 基山っ子未来館（仮称）建設工事（機械設備）請負契約についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。天本議員。

○2番（天本 勉君）

これは機械設備ですけど、機械は電気がないと動かないと思うんですけど、これに付随する電気設備工事ですね、そこも含まれているのか、含まれているなら、何であの電気設備を分けなかったのか、その理由をお願いします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まずは、設計上の中の契約上の内容で電気が含まれているかどうかというのを私のほうから説明させていただきます。

機械設備についての配管とそういった工場製作の受水槽、浄化槽、そういったものを中心として入れておりまして、電気については別途、本体のほうの電気で行うようになっています。内容としましては、埋設管、あるいは電気の場合、火災防止の消防法との密接な関連がございますので、今回は本体のほうでやるような形でしております。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

今回の電気設備に本体のほうが入っていると思うんですけども、今回、分けたのはローカル発注ということで発注をしたいということで、基山町内の業者でやれるものについては建築工事と機械設備工事でしたので、この2つに分けているということでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかに。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

私も若干関連していますけれども、6月7日の資料の17ページで設備等されていて、御説明でもオール電化ということになっております。この建物を含めて基山町では図書館と基山小学校が太陽光発電を設置しておりますけれども、今回、この建物には太陽光を適用されていないと思っております。これも含めて、今後、基山町としては経済産業省の資源エネルギー庁のほうでも再生可能エネルギーの主力電源化ということを推奨されておりますけれども、その辺のところは町としてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

もちろん再生可能エネルギーは重要視していかなきゃいけないと思いますが、今の段階、もう今、固定買い取り制度が、状況が変わって、出力制限なんかもかかっている段階では、まずは財政的というか、金銭的にはペイしないというか、非常に厳しいので、今回の保育園には太陽光の部分は見送っているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

売却に関してはそうなんだろうけれども、基本的には、やっぱり災害等を考えて建物等、再生可能エネルギーを主力電源化していく方向性というのは、そういうことは考えていない部分での奨励だと思うんですね。ましてや、基山町はこの庁舎もそうですけれども、町民会館、総合体育館等、主要な避難場所等にもまだ太陽光がついていない施設がたくさんあります。再生可能なエネルギーの主力電源、その辺はもう少し建物を今後つくっていく場合に

検討材料にする必要があるんじゃないかと思えますし、既存の建物でもそういった再生可能エネルギーの設置を考えていく必要があるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

再生可能エネルギーと防災になってくると、またちょっと話が違ってきて、防災、いわゆる蓄電においては太陽エネルギーは非常に不適だと私は思っておりますので、今後そういう蓄電対策的なものは当然考えていかなければいけないでしょうから、本館の大規模改修のときとか、そういったところに、今もう地下電源ございますけど、そういったものの充実を図っていくとか、そういうことになるかなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

ほかに。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

済みません、ちょっと私わからないのでお尋ねします。

今、副町長が発注の仕方でもローカル発注をしたということの御説明がありました。ということは、議案第20号と第21号が建設費と今回、第21号では機械設備という契約を2つされておりますよね、同じ施設の契約の中で。そのローカル発注ということの意味というか、定義というか、それを教えてください。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

ローカル発注につきましては、地場産業の育成、それから町内産業の推進ということがあるかと思えます。佐賀県でも、佐賀県の入札においてもローカル発注で行われていますので、県内全体で行われているものというふうに、やっていないところも、そこまで調べていないですけれども、県がローカル発注で行っていますので、基山町もそれで行っているということでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

そういうことで、1つの施設を建設するために2つの業者に契約をしたということですか。1本の金額で1つの業者と契約するのではなく、そういうふうな考えでいいですか。

それと、今までそういう契約を私が議員になってはあんまり経験がないので、これまでもそういう——違いますか、頭振られていますけれども。（「ほとんどしています」と呼ぶ者あり）そうですか。

○議長（品川義則君）

答弁は指名されてからお願いいたします。

質問を明確にお願いいたします。

○4番（大久保由美子君）

済みません。じゃ、私の認識不足だから、そこをもう一度教えてください。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

ローカル発注をしないということは、一般競争入札ですかね、指名をしないのが一番、入札をする場合はそういうふうになると思います。ただ、今町内の業者とかやっていますので、それ自体が今もうローカル発注ですので、基山はほとんどがローカル発注でやっている状況でございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

もう少しわかりやすく説明すると、資料の10ページと16ページをごらんください。

10ページと16ページを一緒にごらんいただくとわかると思いますが、10ページは大きい工事なので、基山にはそんなに業者はないので少し広いところからとっているわけですね。でも、なるだけ基山の業者に落としていただくために、次のページを見ていただくと、これは全部基山の業者、こういうのがローカル発注のわかりやすい考え方と思います。それで、通常のちっちゃい発注はみんな基山の業者及びその周辺だけでやっているということですね。ただ、ものによっては一般競争入札をやるようなものもあります。例えば、その例としては小・中学校の電子黒板とか、ああいうのは完全一般競争入札をしています。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

私がお尋ねしたいのは、ローカル発注しているのは、この入札結果をいろいろ見ているので、地元の業者が入っているのはよくわかっております。でも、今回の建設の場合は建物の中に2つの業者の契約があるというところがわからないので、聞いているんです。要するに、建物の中に全体の建物を建てる契約と中の施設、機械の、それを別々の業者に発注したというところがわからないと言っているんです。いいですか。合宿所の時も建物を建てる時に、金額は全然違いましょうけど、中の機械と建物という形で別々の契約をされましたか。私がお尋ねしたいのはそこです。ローカル発注されたけど、今回同じ保育園等の未来っ子館、その中に契約が2つあるというところがわからないと。要するに機械設備と建設の本体をされたというところがわからないと言っているんです。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

工事費の金額によって違うとは思いますが、大きな金額は機械、それから外構とか、電気もいろいろ分けて発注はしているところがございます。ローカル発注で分けられるところは分けて発注しております。

○議長（品川義則君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

先ほどと重なるかもしれませんが、電気設備工事は本体、躯体のほうに入るとのことですね。そしてやっぱり、そういう電気設備工事は基山の方もいろいろ業者おられるということで、地場産業育成の観点からすると、分けて発注して、そういう場を与える。これが本体になったら、逆にあと別の業者に頼んで、そこの頭をとられる。何かそういうことにつながらないかなと思うんですけど、そこら辺の考えはどうですかね。値引きされるというか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今回、本体と機械設備と分けているのは、先ほども副町長が言われたのと繰り返になるかもしれませんが、ローカル発注の観点から、町内の業者でできる管工事の部分、それを要は業者の受注機会を確保するという意味合いも含めて、本体と管工事の部分に分けたということになります。先ほど……（発言する者あり）電気につきましては、あれだけの規模のものをできる事業者というのが見込めませんでしたので、それは本体の中に入っているというふうに聞いております。

○議長（品川義則君）

ほかに。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

これも確認になりますけれども、電気設備は本体のほうに入っているということで、私が本体のほうで読み取れなかったもので、ちょっと聞き漏れがありましたから、それも加えさせていただきたいんですが、無停電ですか、停電した場合の装置がちゃんとそこに含まれているのか。

あと、浄化槽のほうですけれども、浄化槽の接続、流末はこの工事の中でちゃんと接続の部分までこの平面図の中で読み取りきれなかったもので、入っているのかどうか、それだけ確認します。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、電源が長時間落ちた場合には発電機に接続することによって最低限の電灯と浄化槽、要はトイレ関係が賄えるような形をとっております。一応キュービクルの横にそういった接続切りかえをつくるようにしております。

○議長（品川義則君）

下水。

○建設課長（古賀 浩君）

下水については、浄化槽で行うようになっております。65人槽で予定をしております。

○議長（品川義則君）

工事はどこに入っていますか。

○建設課長（古賀 浩君）

電気のほうは本体で、浄化槽等は機械設備、ほぼ外側に大きな浄化槽と配管が、屋外が多いという部分がございますので、機械設備のほうの、まだ建設業の許可も設備のほうで要りますので、そちらのほうに入れております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

停電になった場合のキュービクルは、本体工事、キュービクルまで入っているのかどうか、再確認ですね。それと、流末、浄化槽からの流れる下水管に接続までの部分が入ってこの工事になつとでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

キュービクルは本体に入っております、発電機だけが外部から持ってくるような形になります。ですから、電源が長時間ダウンするときには発電機を持ってきてつなげれば、最低限が使えるようになります。また、浄化槽につきましても、屋内からですね、配管はこちらの浄化槽側の設備のほうに入っておりますので、そういった品質のほうの確保ができるような形でしております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第21号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第22号

○議長（品川義則君）

日程第8．議案第22号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の13ページをお開きください。久保山議員。

○7番（久保山義明君）

議案第22号、表記が令和元年度基山町一般会計補正予算となっております。私たちが持っておりますのは平成31年度基山町予算書であります。であるならば、令和元年度（平成31年度）と併記すべきではなかったのかなと思いますが、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

5月1日の元号改正に伴って、自動的にといえますか、そこは読みかえたものと考えております。今お手元にお持ちかもしれません。製本した予算書につきましては3月で平成31年度当初予算ということでさせてもらっていますし、今回、一応4月中に作成をいたしましたので、その時点では平成ということで表記としてはそのまま平成31年度という形で作成をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

基本的に公文書は、作成した日時で平成か令和か、元号を分けると思っております。基山町の予算自体は、もちろんこの予算書も含めてですけれども、当然4月執行の予算も含まれるわけですね。その中で、ですから、財政課長が言われることも当然わかりますけれども、であるならば、公文書に2つの名前が同時に実在するという形になりはしないのかなと。であれば、例えばこちらを一回回収して、この表記を張るのか、令和元年度に修正をかけるのか、それともこちらの議案書を令和元年度（平成31年度）と併記すべきではないのかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、予算書のほうに張るシールを準備させていただきたいと思います。（発言する者あり）ありがとうございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員、自分で訂正でよろしいですか。

シールは結構です。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないので、続けます。

14ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17ページ、第2表 地方債補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

12款1項4目、5目。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

使用料及び手数料ですが、4目の土木使用料、占用料、頭出し1,000円ですけど、これは消費税増税分ということなんですか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

こちらの占用料につきましては、現在建設中のアモーレ・グランデ基山敷地内に電柱を設置いたします。その占用料の収入ということで挙げております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項3目、4目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款2項2目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款3項1目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16款1項1目、寄附金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款1項2目、10目。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ふるさと応援寄附金、中学校改築に1億3,000万円のふるさと応援寄附金を繰り入れてありますけど、この考え方、どういうことで中学校改築にこの1億3,000万円を投入されたか、その理由について、町長のほうにお願いします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

質問の意味をよく理解しておりませんが、当然、まさに子育ての案件であるので、中学校の大規模改修というのはまさに象徴的な案件だと思っておりますので、補助金額は少のうございまして、そういう意味では、まさにふるさと応援寄附金を使う絶好の案件ではないかということで入れさせていただいております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ちょっと私、基山町のホームページ、あんまり見ていないというか、時々見ますけど、問題はふるさと応援寄附金をしていただいた全国の皆さん方から、基山町に来ていただいて、こういう事業でこういうことをやっていますよというPRをなかなか見ないんですけど、こういうことにも使っています、そういうことによって改めて新しく基山町を応援したいと。だから、こういうとにも使っています、こういうとにも使っていますと、そういうPRといえますか、ありがとうございます、そういう心がちょっとないように感じますので、その辺をぜひ全国に向けてホームページのほうで今までのいろんな投入経過なり、いろんなことを出していただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

ありがとうございます。実は先週からうちの担当がホームページに挙げる準備を、こういうものに活用させていただいていますというふうなことを感謝の意味を込めて挙げるような準備をしてきていました。ちょっとまだ今時点で挙がっているかどうか確認しておりませんが、そこは努めてまいりたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款5項3目。雑入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20款1項1目、5目、7目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出へ入ります。

1 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2 款 1 項 1 目、5 目。末次議員。

○5 番（末次 明君）

5 目の財産管理費でございます。こちらのほうで11節の需用費の修繕料ということで、庁舎前のタイルの修繕という説明を受けました。ここ数年、基山町は役場庁舎、町民会館、体育館周辺のタイルや壁の浮いている箇所とか破損が目立ちますけれども、この原因及び今回の原因も含めて、原因はつかんであるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今回追加をお願いしている掲示板前のところに関しましては、過去にもそこは数枚の割れというのはありましたので、要するに手作業で補修をやっていたというのはございました。恐らくその数枚の割れというのは車の乗り上げとか、そういったものの負荷がかかって、それが蓄積されて割れていったのかなというふうには思っております。今回、少し広範囲に修繕をさせていただきたいなと思っているのは、あくまでも想像でしかないんですけれども、地下の地盤の関係かなというふうには想像しているところであります。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5 番（末次 明君）

あと、昨年でしたかね、猛暑のときに体育館に入る道路といいますか、道路の向こうのやはりタイルですが、急に1日でぼんと浮いた記憶が私はあるんですけれども、猛暑とかいうのが原因ということはないのでしょうか。

それとあと、こういうふうなところは劣化した箇所が発見されて対応するのでしょうか、日ごろからちゃんと見回ってあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

実際、割れを発見したりとか、タイルの浮き、そういうのを発見したときにある意味、対処療法的に対応しているのかなとは思っています。定期的なずっと私たち職員が全てを、周りを全部見回ってというのはなかなかやっておりますけれども、そういった兆候が見られたときには対策を考えていっているという状況でございます。（発言する者あり）

猛暑が原因かというのは、済みません、わかりません。それで、下に張っているタイルの浮きとか割れが猛暑によるものかどうかというのは、済みません、わかりません。

○議長（品川義則君）

ほかに。末次議員。

○5番（末次 明君）

やっぱり全ての建物が大体20年を経過していますので、経年劣化というのがあるんですけども、今後は今まで以上により細かくふだんから、職員の方にも、別に建設課の方、総務企画課の方が見るんじゃないかと、職員皆さん全員がふだん歩いているときに気づいたら私たちに言ってくださいというふうな、きちっとした情報の伝達というのをきちっとしておいたらいいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

ありがとうございます。そのように努めたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項6目、12目、15目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

12目でお願いします。今回のプレミアムの全体的な取り組みを委託から自分たち職員でするというふうな御説明をいただきましたけど、それによって委託料が250万円の減額ができたということは本当にいいことだったと思いますけど、当初からそういう考えはなさらなかったんでしょうか。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

当初は包括的な業務委託と申しますか、チケットをつくって販売をして、それからそれを売っていただいて換金をするまでという一連の流れを1つの事業者の方にお問い合わせできないかということで考えておりました。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

それで検討された結果、委託する場合と自分たちでする場合は、自分たちで庁舎内でしたほうが割安になったということで、今回補正をされたということですか。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

最初、当初計画しておりましたように、業務委託ができないかというところで町内の事業者のほうにいろいろ協議をいたしましたけれども、今回の業務を一括で全部受けることが困難であるというような協議になりまして、それから、その後はこの一連の流れをどのようにすればいいかということで考えました結果、分割してと申しますか、それぞれの業務で少し切り分けをいたしまして、委託をしたり、自分たちで実施をしたりというような方向で考えることといたしました。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

簡単に申し上げますと、今までのこういうプレミアム商品券と今回のプレミアム商品券は、そもそも対象者が限定されるとか、福祉的な色彩が強いですね。今までは商工会に全部ぼんと丸投げしていたんですけど、そういうところがあって、全国的に商工会では全部受けることができないという、これは別に基山だけではなくてそういう形になったので、あと、制度も、どんどん今までにない制度なので、国の方針とか県の方針なんかも変わってきましたので、それに合わせるためにこういう変更になっておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今のところなんですが、私もちょっと何でかなと思ったんですよ。いや、説明はわかりますよ。しかし、これは委託料というのは国から来るわけでしょう。それを職員がすると。これはどうなんですかね。しちゃでけんというのは言わないけれども、せっかく国から来ているならば、職員がそれだけ過重になるわけですから、その辺の配慮はやはり考えてしかるべきじゃないのかと。来んなら別ですけどね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

できるのは外部にやっていますが、職員でするのは、いわゆる受付業務というか、今回の場合は対象者が本当に限定されていて、そういう方々が一般の事業所に行って受け付けされるというのは、我々にとってはそれは非常に問題だと思っていますので、そういうのを逆に外でやるべきではないと言われるのは、私はちょっと制度を御理解いただいてないのではないかと思いますので、ゆっくり勉強していただければと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

単純なことです。印刷製本費150万円が商品券の印刷費ということで聞きました。こんなにかかるのかなと思って、どのぐらい商品券を印刷するのか。ちょっとびっくりしたので、これが商品券だと。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

商品券の印刷といいますか、作成の枚数——枚数というか、冊数につきましては、対象となります低所得者の方、これは住民税が非課税の方で、さらに……

○議長（品川義則君）

枚数のみで結構です。

○産業振興課参事（山本賢子君）

済みません。低所得者の方を約2,800人、それから3歳半未満のお子さまを約500人と見込んでおりますので、それぞれが5冊ずつ購入、最大5冊購入ができるということにいたしますと、1万6,500冊印刷をさせていただこうと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款4項4目、7目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款5項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目、2目、5目、6目。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

1目の11節、ちょっと細かいんですけども、これは多世代交流センターの浴室の網戸の修繕料ということで伺っておりますけど、網戸の修繕料で7万6,000円もかかるんですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

こちらは多世代交流センターの憩の家、浴室の窓になるんですけども、こちらは今、網戸がございません。ですので、網戸つきの窓にかえるということで修繕料を計上させていた

だいております。窓が2つありますので、2つ分ということで7万6,000円を計上させていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目、2目、3目、24ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款2項1目、2目、29ページまで。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

29ページの部分の17節とかで説明はいただきました。要するに三国・丸林線のところの17節は約630万円の用地購入費、それから22節のところでも1,100万円の減額というところで、説明は受けましたけれども、この用地購入費、17節の630万円、ここら辺の説明を私が聞き

漏れたんでしょうかね、どういう意味で、どういうことで減額になったんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、この当初予算をお願いするときにはまだ実施設計の途中でございまして、概算で挙げさせていただきました。実施設計が平成30年度末で終わりましたので、そこからまたチェックをしながら、再度概算で挙げさせていただいて、また、工事の実施設計が決まったことによって工程等を考慮して、用地の買収も一応田んぼのみという形で行いましたので、協議は同時に進めるんですが、一応購入は田んぼの部分ということで、今回、金額を減額させていただいております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

減額といっても、当初予算は1,800万円だったでしょう。そして、この17節と22節を足すと1,730万円、残りは70万円ですかね、それが用地買収費、ちょっとそこら辺がわからない。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、用地費は当初予算で持っていたと思います。1,800万円持っておりました。これにつきましては、田んぼが主でしたんですが、面積等が実施設計によりかたまりましたので、その分の減額と。22節の分につきましても、実施設計の完了により内容を精査し、管理者の負担分もありますので、減額をさせていただく。差し引きの分については、全体的には交付金の内示率が見込みよりも余計来ていますので、そういったところに配分をさせていただいております。三国・丸林線の中で配分をさせていただきます。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項2目、32ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項1目、2目、3目、4目。久保山議員。

○7番（久保山義明君）

1目の18節。備品購入費、消火器ということですがけれども、これはまず詰めかえで対応するのか、新規で購入しているのか、その基準をわかれば教えてください。

それともう一点、消火器に関連して、給食センターも同じような項目が挙がっていますけれども、学校施設内での例えば火災避難訓練、消火器訓練、こういったものを実施されているのかどうか、あわせてお聞かせください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回、備品購入費で挙げさせていただいている分については、3月に消防施設の点検を行ったところで消火器の期限が切れている部分、本数の更新ということになりますので、これは新規の購入ということになります。

それから、火災訓練については、学校等での避難訓練等は行っております。ただ、消火器訓練まではその中では行っていない状況です。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

ぜひとも消火器訓練、あるわけですから、されたほうが良いと思います。

これはもちろん学童保育もあわせてやるべきことだと思っていますので、担当が違いますけれども、あわせて考え方をお聞かせください。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

小・中学校の消火器を使っている訓練については、はっきり言いますと、私の記憶では期限の切れたような、あの消火器を使ってやると、消防からの指導のもとに、そういう記憶がございしますが、もしこれはやっていないんだったら、そういうことについてきちんと推進していくように指導していきたいと思います。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

放課後児童クラブについても、支援員等の指導のもと、ちょっと時間帯が違う関係もありますけれども、別に消火訓練等を昨年度も実施いたしました。引き続き同じような形で実施をしていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

追加資料で、令和元年度基山町小中一貫教育事業計画書というのが出されております。私はこれが予算のどこに関係するのかわからないんですけれども、多分総務文教常任委員会のほうから資料請求があって今回出されているんだろうと思いますけれども、どういうふうな関連で出されているのか。これは今回、小中一貫校の事業計画ですけれども、どういう中身なのか、私ども厚生産業常任委員会にいる者にとっては全然わかりませんので、説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

歳出で33ページの8節、9節、11節が内訳で出ているんですが、事業内容としては、歳出

の7ページの5目3節、小中連携……（発言する者あり）歳出のところに、項目名だけはこちらに45万円分が出て、内訳として先ほど言った——歳入のところですね。歳入のところで45万円。

○議長（品川義則君）

重松議員、事業説明書の中でありますので。（発言する者あり）いえいえ、委員会で終わっていますので、委員会でやっていました。（「委員会は、だから総務でしょう。私たち厚生産業だからわからないので、説明くださいと言っている」と呼ぶ者あり）厚生産業常任委員会の方もいらっしゃったと思うんですけれども。（「いえいえ、議会の中で……」と呼ぶ者あり）委員会協議じゃないですか。（発言する者あり）では、井上教育学習課長、説明をお願いいたします。

○教育学習課長（井上克哉君）

予算項目については、予算資料の39ページに事業説明書のほうをつけております。小中連携学力向上推進地域指定事業ということで、歳入で14款3項5目3節のほうで小中連携学力向上推進地域指定事業委託金ということで45万円、それと、単費の1万円をつけまして事業費としては歳入で46万円になります。歳出のほうの、先ほどの事項別明細の33ページの8節の報償費、9節の旅費、それから11節の需用費ということで、歳出のほうで46万円、こちらについて小中一貫の連携事業ということで、事業の改善ですとか、研究事業を行うための費用ということで、今回予算のほうをお願いしているところでございます。

○議長（品川義則君）

教育学習課長、歳出を具体的に言っていただくとわかりやすいと思うんですけれども、事業自体には入らないでしょう、今言われていることは、この予算は、説明でも。歳出の説明をお願いいたします。井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

事項別の33ページのほうになりますけれども、10款1項2目8節、報償費の部分になりますが、こちらの部分については小中一貫の連携事業を行うに当たって、教師間の研修会等を行う予定でございますので、そういった研修会等への講師の謝金ということで予定をしております。

それから、9節の旅費については、小中連携を行っている他の学校等、先進地のほうの視察旅費ということで、特別旅費で18万円お願いをしているところです。

それから、需用費については、その研究事業に当たっての消耗品費、その他の部分で26万円予算のほうをお願いしているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

34ページのところの説明を受けていますけれども、2目の13節、委託料、樹木伐採委託料なんですけど、今回、若基小学校の西側のところの下に個人のおうちが建つということで、校舎の西側のグラウンドにある樹木を伐採するというふうな説明をいただきました。今回、この伐採に当たってはある程度の高さで切られるんですかね、それとも今後のことを考えられて、元から伐採されるのか、目的があつてあそこに植栽があつたんだと思うんですけれども、どういうふうな——こちらかしら、伐採をされるんですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

この西側の樹木の伐採部分についてですけれども、この部分、若基小学校の西側のフェンスがありますけれども、そこより外のほうにかなり張り出しておりますので、ただ、学校側との協議の上で、樹木のほうが実際必要かというところで、そこまでそこに木がないと支障があるという部分ではございませんので、多くの部分は根元から伐採をするというふうな形で予定をしております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

学校側からしたら支障がない。それから、下に個人のおうちが建てられる方は、落ち葉等とかで迷惑がかかるから、ないほうが良いということなんでしょうけれども、私は現地に行っていないから何とも言えませんけれども、ないことになる、あそこは全く何もなくなりませんか。あのフェンスの、今の樹木のあたりが。西日の関係もないとは思いますが、そういう判断ですかね。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

実際、場所的には西日が入るということで、教室の窓のほうについては北側と南側を向いていますので、その照明の部分の関係というのはそこまで影響はないかと思えます。実際樹木、今伸びているところの横に滑り台等の遊具もありますので、実際、そういったところに枝がかかってくるという危険性もございますので、また、かなり大きく伸びて、先ほど言われたようにお隣の敷地のほうまで伸びていると、その部分で隣接の方から切ってもらいたいという御意見もありましたので、そういう部分で、今回伐採ということで、日よけという部分で必要な部分以外は根元のほうから切るというような形で考えております。（発言する者あり）

○議長（品川義則君）

学校と協議して、必要ないわけでしょう。

○教育学習課長（井上克哉君）

切ることについては、支障はございません。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

では、10款3項1目、中学校費。久保山議員。

○7番（久保山義明君）

工事請負費、大規模改修工事ですけれども、何度も聞きます。バリアフリーの考え方として、スロープ、エレベーターの設置があるのかないのか。

それと、今回の改修に当たって、資料32ページにありますように、事務室がパソコン室へ一時期移動があります。これに対して入校チェックの体制、安全面から考えた場合、そういったものの体制に不備はないのか、あわせてお聞かせください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回の大規模改修の中にはエレベーターの設置等に係る工事費のほうは入っておりません。

それから、事務室の移動についてですけれども、ここへ移動する間については、現在の正面入り口のところに迂回していただくような形の案内板等を設置したり、また、生徒の保護者のほうには事前にそういった工事によって事務室のほうを移転しますというような御案内、それからほかの関係の機関等もございますので、広報等でもそういった部分を周知していくようには考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

エレベーターの設置はございませんということでしたけれども、バリアフリーに対する考え方の上で、今回エレベーターの設置、またはスロープの設置を考えていないのか、もちろん財政面でも考慮した結果、考えることができなかったということなのか、そのあたりもあわせてお聞かせ願いたい。

それと、この安全面に関することも、もちろん内々での周知というのは徹底されるべきだと思いますけれども、いわゆる外部からの侵入も含めて、そういった面での安全体制はできているのかどうか、もう一度お聞きします。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

改修工事について、エレベーターの部分ですけれども、今回補助事業のほうを要望しておったところで、当初、管理棟のほうの大規模改修というところでエレベーターを除いていた部分で補助要望というのをしていましたので、今回は当初予定しておった事業での改修ということになりますので、エレベーター、スロープ等については、今回予定はしていないところです。

それから、外部からの侵入についてということで、ここは学校側とも協議を重ねておりますけれども、学校にお越しになられる方、業者も含めて、そういった部分には事前に周知をしまして、また、出入りをされる際の部分についても、十分学校側で注意を払いながら、そういう体制をとられるような形を現在、学校側とも検討しているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

やはり今回もエレベーター、スロープについては考えられなかったということですが、
も、であるならば、階段昇降機、またはスカラモビルと言われるやつなんですけれども、
そういったものの購入というか、設置をぜひとも検討していただきたいと思いますが、その
辺についての方向性をお聞かせください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

エレベーター等について、今回は設置の予定がございませんので、そういった階段昇降機
とか、エレベーターの設置、スロープの設置等も含めて、補助事業等との関係もございませ
るので、そういった部分を今後検討しながら進めていきたいとは思っています。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これで中学校については、管理棟、教室棟については大規模改修工事が終わるのかなと
思っています。私たちが入学式、卒業式に体育館のほうに行くんですけども、あの体育館
は多分、私が中学校を卒業するときに建ったんじゃないかなと。ちょうどそういう記憶があ
るんですね。あの新しい体育館で私は最初の卒業生だった記憶が、それからすると大分たっ
ているんですけども、体育館についての大規模改修については天井板の崩落防止とか、い
ろんなことばしてきた記憶がありますし、耐震化についても問題ないというふうな形で出
ていますけれども、今後、体育館について、大規模改修等を含めての工事等の計画は何かあり
ますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

体育館については、今のところ教室棟、管理棟の工事のほうを優先という考え方でやっ
ておりましたので、ただ、今、議員おっしゃられたとおり体育館のほうもかなり建設から
年数がたっておりますので、こういった形で維持管理していくか、改修等についても、今後
検討していかなければならないというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今回で改修は終わるようですけれども、あわせて、さきの私の議会の一般質問の中で体育館のクーラー設置、どがん考えとつとかということで、大型扇風機を置きますということだったんですが、そのようにされるわけですね。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今年度、予算化のほうをしておりますので、体育館については基山中学校、基山小学校、若基小学校、各校で2台ずつ大型扇風機のほうを購入するように予定しております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項1目、3目、4目、37ページまで。末次議員。

○5番（末次 明君）

37ページの4目。図書館費の18節。備品購入費なんですけれども、こちらのほうは寄附を受けたんで図書を購入したということなんですけれども、これは非常に基山町としても寄附金を受けて図書を購入するというのは経費削減になりますし、喜ばしいことなんですけれども、これは寄附された方は本を購入してくださいという形で寄附をされたんでしょうか。

○議長（品川義則君）

城本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（城本直子君）

今、議員おっしゃられたとおり、寄附をされた方が図書購入費に使ってほしいということで御寄附をいただいた分でございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

例えば、用途を言わずに寄附された場合というのは、図書館としてはほかに何か本の購入以外にも考えられる寄附金の使い方はあるのでしょうか。図書館という指名をされて寄附があった場合ですけど。

○議長（品川義則君）

城本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（城本直子君）

図書館にということで御寄附をいただいた場合につきましては、財政課のほうと相談をしながら、今回は図書費にという寄附をいただいた方の御希望でしたので、それに沿う形にさせていただきましたが、今後も図書館のこういったものに使っていただきたいというような御寄附をいただいた場合は、財政課等との相談をしながら、こういった予算の要求をお願いすることになるかと思えます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

基山町としても、図書館に寄附をお願いしますということでPRですかね、記念に寄附をしませんかとか、そういう形で、古い本をたくさん持ってこられても困りますけれども、新刊を買ってくださいという現金等は非常に喜ばしいことだと思いますので、ぜひそういうPRもしてください。要望でございます。

○議長（品川義則君）

答弁はよろしいですか。（「特別も、もし図書館長、何かありましたら。何か寄附を受けていますよという形で、皆様方の思いを図書にしませんかという形、そういう形は何かないのでしょうか」と呼ぶ者あり）

財政課長、答弁どうですか。寄附に関することです。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

済みません、正解かどうかわかりませんが、寄附の強要にはならないとは思いますが、ちょっとしづらい気はします。相手方から図書館にと善意の申し出があれば、ありがたくいただいて、今回は図書購入費にということで御指定があったので、そのままですけど、過去にあったのも、私が記憶しているのは、図書館にということで、図書購入費ではなかったんですが、図書購入費が一番その方の寄附のお気持ちが反映されるかなということで、

前回は図書購入費に充てさせていただいたという経緯はございます。

寄附を募るPRをとると、済みません、そこは検討していきたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

10款4項1目の13節、合宿所指定管理料349万1,000円の更正及び業務委託について質問しますけれども、事件の性質上、そのものについて私はこの場で質問しているわけではありません。ただ、6月7日付でホームページでも合宿所の指定管理者社員による不祥事についてという形で載っております。これについて、これを見て初めて知ったという職員も多分いらっしゃるんだろうなというふうに思っております。

これは基山町議会も平成29年の臨時議会で、指定管理者の指定という形で議会も議決したんですね。そして、議会が決めて指定管理をお願いするという形になって、この指定管理制度が始まってもう二十数年になりますし、基山町も導入して20年近くなるかなと思いますけれども、こういうふうな不祥事というので途中で指定管理者が指定管理を辞退するというのは、私は過去、聞いたことがないんですね。そういう問題もありますから、指定管理制度そのものに対して大変不信感を持たれるような形になってくる。こういう事件を起こしたことに対して、私は起こした会社に対してはきちっと抗議を含めてしないとイケないということも含めながら、今質問をしております。

そこで、具体的に事件の中身については言いませんけれども、当初予算で634万7,000円組んでいるんですね。ところが、今回更正では349万1,000円になっているという形で、聞けば事件を起こした指定管理者については、4月からの分については指定管理料については辞退しているというふうに聞いたけれども、なぜこういうふうな金額になっているのかというのが1点です。

それから、事件を起こした指定管理者を指定するときに、議会の中でも議論しましたけれども、最終的に応募したのがこの1社だけだったんですね。それだけやっぱり今回の場合は合宿所と食堂と兼ねているという形で、指定管理を受けるほうも大変難しいという形で、東京に本社のあるところが受けたというぐらい難しい中身でもありますけれども、今後、どのようにしていくのかという部分なんです。それで、業務委託料として249万2,000円組まれています。この業務委託料は何月までを、例えば今年度いっぱい想定して組まれているのか、

それとも年内を想定して組まれているのかという部分ですね。私はこの際、合宿所については指定管理じゃなくて、業務委託でしていったほうがいいのではないのかという気も実はしていますけれども、今後この合宿所をどのような運営方法で基山町は考えていこうとしているのかについて回答をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

それでは、回答させていただきます。

まず、補正の13節、委託料の減額349万1,000円の分ですが、これにつきましては合宿所を7月1日から直営で行うということで、8節の報償費から13節の委託料まで直営で行う経費を計上させていただいております。合宿所にかかわる分でいきますと、経費が451万1,000円かかります。これに対しまして、歳入としまして合宿所の使用料が102万円入ってまいりますので、その差額の349万1,000円がもともとありました合宿所の運営委託料のほうから振りかえるという形でマイナスをさせていただいております。残った合宿所の運營業務委託料につきましては、1月から3月の指定管理を行うことを想定してそのまま残しているものでございます。

また、今後の取り扱いにつきましては、大変難しい施設であるという認識は今回のことで強く考えているところでございます。直営の委託でいくのか、指定管理でいくのかというのは、今の段階では結論立てておりませんので、今後検討していきたいと考えておるところでございませう。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

合宿所の指定管理料というのは、4月からは一応指定管理者に支払いはなくて更正しますが、1月から新たに指定管理を組む部分をまた予算化するために、その差額の分の349万1,000円だけを更正したというふうな捉え方でしょうかね。私は、今回は一回全額更正するんだと、そして今言われたように、新たに1月から、どういうふうに今から先、言われたように指定管理とするのか、業務委託とするのか、この辺の関係も含めて、指定管理をどのような形とするのかということでは、指定管理料そのものが変わってきますね。それをまた

積算して補正で出してもらったほうが、私たちは議論しやすいというふうなことも思っております。

そして、業務委託のやり方については、いろんな方法があるんだろうし、例えば分離すると、合宿所と食堂と分離して業務委託しますよとか、そういうのでも委託料の金額の出し方は違って来るだろうというふうに思いますけれども、こういうところは今からの、早い話が7月1日から新たな方式に、業務委託のほうに変わっていくんだという形になってくると思いますけれども、この辺で、私たちに、町民説明するときにこういうふうに変わりますよというふうなところでは何か資料は出せますか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

今は直営で行うということで、合宿所そのものにつきましては、ここに補正をお願いしているところでございます。具体的にどのような資料が作成できるかというのは、補正の資料であればお示しすることはできるんですが、ここに書いているもの全てですので、詳細についてはまだそこまで詰めている内容は持っておりません。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○7番（久保山義明君）

私も今の部分で関連です。まず、町長にお尋ねします。テレビのインタビューの中で、全責任は基山町にあるというふうにお答えされておりました。この全責任の意味というのは、どういったところまで含まれるのか。例えば、損害賠償をこれから起こす上で、その全責任が基山町にあるという発言が適切だったのかどうか、これをまず1点お聞かせください。

それと、危機管理について、総務企画課長にお尋ねいたしますけれども、今回は合宿所での発覚でしたけれども、私はこれを機に、もう一度やはり、例えば庁舎内、総合体育館の、特にシャワー室、更衣室、町民会館から公設のトイレを含めて、全ての点検をやるべきではないかなというふうに思っております。これは今回の事件が発覚したことによって、基山町自体がやはり危機管理が甘いというふうなレッテルを張られているようなものだというふうには私は理解していますので、こういったことをやるのか、やらないのかを含めてお答えくだ

さい。

そして最後に、まちづくり課長にお尋ねいたしますけれども、今回、ホームページに掲載されました基山町が出した文書、その中には抜本的に合宿所の運営のあり方を見直すというふうにありましたけれども、その最後には新たな指定管理者を探していくというふうな文言があります。私も先ほどの答弁では委託にするか、指定管理にするか、まだ迷うところだというふうにありましたけれども、実際に新たな指定管理者を探すというふうに文言で書いているわけですね。私ももう一度やはり、委託とするのか、指定管理者とするのかというのを検討すべきだと思いますけれども、その辺の考え方をお聞かせください。まず町長からお願いします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは合宿所の建物の管理責任者として町が全ての責任を負いますというふうなことを申し上げました。その言動によって、サンアメニティとの関係で損害賠償に不利に働くとは考えておりません。

それから、最後の質問にもちょっと答えさせていただきますと、あれ自体がプレス発表した資料そのものなんですね。だから、プレス発表した資料ではああいう形で、まずは指定管理者をかえますと、もっと言うと、切りますという意思表示をしておりますので、表記の仕方がプレス発表資料というふうに書いていたかどうかの記憶がありませんので、そこはきちんとそういうふうに修正したいと思います。

それから、委託についても述べさせていただきますと、難しいところが、もうはっきり御説明しますと、合宿にかかわる食堂込みの部分での委託は簡単なんですけど、それを除く一般昼食の部分の委託のやり方が非常に難しいので、今、そのあたりでいい方法がないかという検討をしているところでございます。そこがうまくいけば直営でやる可能性も出てくるんですけど、今その部分がなかなか切り分けが難しいところがありますので、今その辺の工夫をさせていただいておりますので、そのあたりはいましばらく時間をいただいて、なるべく早い時期にまた今後の方向性等について結論が出て、議会に御相談させていただいて、御同意いただいた段階でまたホームページ等々で新たな申請、合宿所のあり方について、逆に広報させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいた

します。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

総点検の件につきましては、それぞれの施設の担当課がございますので、そちらのほうと早急に協議をいたしまして、早期に実施をしたいと思っております。実施に当たっては、まずは目視による確認という形になると思っておりますけれども、そういった対応をとらせていただければと考えます。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

では、37ページ、10款4項3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款5項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時54分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

まず初めに、財政課長より議案第20号に対する答弁の訂正の申し出がありますので、許可をいたします。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

先ほど議案第20号、第21号の審議の折に、栗野議員のほうから前払金のお尋ねがございまして、私が答弁申し上げたのが、契約額の4割以内で、要するに今回の案件は消費税を10%で金額を入れていますので、そこまで入ったところというふうな趣旨でお答えをしておりましたけれども、正しくは10月1日より以前、9月いっぱいまでにお支払いする前払金につきましては、税抜きの価格に8%、今時点での消費税8%で計算した金額でお支払いをすることになります。そして、差額分につきましては完了時、引き渡し時の後に支払う分でお支払いをするということになります。

以上、訂正させていただきます。

○議長（品川義則君）

では、事項別明細書に参ります。

41ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

42ページ。重松議員。

○9番（重松一徳君）

給与費の明細の関係で、当初予算で挙がってきている部分から、今回補正で変わってきた部分があります。まず1つは、常勤職員数が1名減った部分について説明、それと、短時間の職員数でなっている部分があります。その分について説明をお願いいたします。

それから、もう一点は、当初予算の説明で基山町の職員、正規の職員が現業、非現業で合計147名ですか、出された部分がありますけれども、これの変更があったのかも含めて説明を——私もぱっとしか見ていなかったもので、これについて説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回、補正の中で常勤が1名減っておりますのは、当初予算の段階では歳入の常勤職員を見込んでおりましたけれども、常勤職員が短時間勤務に変わりましたので、その分で常勤が

マイナス1名、短勤がプラス1名、それからもう一つ、当初、短時間勤務で同じく再任用ですけれども、見込んでおりませんでした分が結果的にはもう一名採用という形になりましたので、短勤が2名プラスと、常勤の分については短勤に変わった分での1名減という形でございます。それから、職員数については変更はございません。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

43ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第22号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第23号

○議長（品川義則君）

日程第9．議案第23号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の19ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

21ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出、1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第23号に対する質疑を終結いたします。

日程第10 議案第24号

○議長（品川義則君）

日程第10. 議案第24号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の22ページをお開きください。

令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）、22ページございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

1ページ、収益的収入及び支出の収入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4 ページ、5 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

資本的収入及び支出、収入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7 ページ、8 ページの支出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9 ページ、キャッシュ・フロー計算書、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10 ページ、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11 ページ、予定損益計算書、12 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13、14 ページ、予定貸借対照表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16 ページ、資本の部、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第24号に対する質疑を終結いたします。

日程第11 報告第2号

○議長（品川義則君）

日程第11. 報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

繰越明許の関係では3月議会でも少し議論をした部分でもありますけれども、特に、議会のほうに説明した部分で、例えばエアコン設置の関係なんですけれども、これについては補正で昨年12月議会でしたか、補正で組まれた部分でもあるんですね。そのときの説明として、普通教室もそうでしたけれども、早く夏場の暑さ対策を含めて工事をやっていきたいというのがありました。今回の町政報告では、8月9日までの工期として今進んでいる中で、40%というふうに言われております。当初は暑くなるまでという形でしたから、私はてっきり、補正まで組んでしたわけですからね、6月いっぱい、もうそれぐらいには終わるのかなというふうな感覚でいたんですけれども、これは当初の段階から入札ですから、必ず工期がありますから、工期が8月9日という形になっているんだろうと思いますけれども、これは完了のめどというのは一体いつぐらいになるのか。

それと、別に出来高が今40%というふうな説明でしたけれども、この辺でいつぐらいから利用できるようになるのか、これについて説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

小・中学校のエアコンについては、現在設置工事のほうを進めておりますけれども、工期のほうは契約の段階で8月6日までということになっておりますが、その前に6月末ぐらいうままでに一応設置を終わらせて、試運転のほうを開始できるような状態になるように、工事のほうを進めている状態です。ですから、6月末、7月の暑い時期には試運転という格好ではありますけれども、エアコンのほうが使えるような状態にはなろうかというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

公園施設の長寿命化工事のところの明許費のところ、ちょっと私、資料をもらっていますよね。追加の資料の10ページ、工事工程表をいただいていますけれども、ここの一番下の総合体育館の使用停止期間というのが書いてありますけど、これは9月上旬から3月末までということだろうと思うんですけども、この間にアリーナ使用停止と武道場使用停止の間に縦線の棒がありますよね。これは見方によっては、アリーナは9月上旬から、縦の間にある棒を見ると、1月の中旬まで、それから武道場使用停止は、何かそういうふうな見方によって変わるんですけど、要は武道場の利用状況も全て9月から3月まで全部一緒なのか、その資料の書き方というか、わからないんですけど。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

済みません、資料のほう。工程のほうで詳しく書いておりました。まずは、アリーナは昨年利用者の方をお願いをいたしまして、こういった停止期間を周知して予定しております。まず、アリーナの利用を停止しまして工事を行いますのが、9月から1月中旬までです。あと、武道場の準備工等を含めて、実際武道場が使用できないのが1月の末から3月末まで、ほぼ2月になるかと思うんですが、そういった形で作業をまいります。武道場については、まだ来年度もまた予定をしておりますけれども、今年度の事業としては、今10ページの工程表の形で考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ということは、1月中旬からが武道場の使用が停止されますよということですか。ということは、1月中旬までは武道場は使えるということですか。多分周りに足場とか、いろいろ組まれているんじゃないかなとちょっと思ったからですね。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

済みません、説明が悪くて。まず、アリーナが使えないのが1月の中旬まで、その後、ア

アリーナは使えるようになります。そして、武道場に作業を移しまして、武道場が使えなくなるのが1月の末から3月末と、また来年度の作業がありますので、その一部ということで、一応今年度の事業の工程表としては3月末までが武道場が使えないという形で、アリーナと武道場を同時にとめることはせずどちらかが使える形をとってまいります。（発言する者あり）武道場は一応6月まで来年度は計画をしております。利用者の皆さんにはその旨でお願いをしております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

確認です。これは繰り越しでしている部分ですよね。それが繰り越しでしているということは、ことしが2年目になっていると。その2年目の工事で終わらずに令和2年度までこれはなるということですか。ちょっとわかりませんが、別にまた補正を組むということですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

新年度の予算の部分で、ただ、そういうふうに着工が早くできる形をとりまして、新年度予算でまた来年度対応していきたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、報告第2号に対する質疑を終結します。

日程第12 報告第3号

○議長（品川義則君）

日程第12. 報告第3号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、報告第3号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結いたします。

日程第13 委員会付託

○議長（品川義則君）

日程第13. 委員会付託を議題とします。

ただいまより議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（品川義則君）

ただいま議案付託表を配付いたしましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後1時18分 散会～